

## 令和5年度 第4回江南市国民健康保険運営協議会 会議録

● 日 時 令和6年1月25日（木） 午後2時～午後3時30分

● 場 所 江南市役所 本庁舎3階 第3委員会室

● 出席者 出席委員 9名

被保険者代表	西川よし子	原 朋子	野呂美鈴
療養取扱機関代表	渡部敬俊	小坂井昭二	
公益代表	古田嘉且	今井敦六	大竹 誠
被用者保険等保険者代表	西 眞夢香		

欠席委員 3名

被保険者代表	佐藤 昇	
療養取扱機関代表	内藤龍雄	近藤茂樹

傍聴者数 1名

● 議 事 1 議事録署名者の選出

2 諮問

- ・江南市国民健康保険税率の改定について
- ・江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について
- ・江南市国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画について

3 報告事項

- ・低所得者世帯に対する軽減措置の拡大について

4 その他

■議事

	<p>【1. 議事録署名者の選出】</p> <p>【2. 諮問】</p> <p>江南市国民健康保険税率の改定について</p> <p>江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について</p> <p>江南市国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画について</p>
会長	<p>それでは、ただいま諮問をいただきました項目のうち、江南市国民健康保険税率の改定について、事務局より説明いただきます。お願いします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき説明)</p>
会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたけれども、ご質問などございましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>令和5年度に比べると、令和6年度の保険税額は20%近く増額になっていて、かなり多いなという印象はありますが、ただ、過去に法定外繰入金が税率を抑えてくれていましたが、それも無くさなくてはいけないという計画もありますので、もう無い袖は振れないというか、基金も使えるものは使っちゃってますので、やむを得ないなという印象を持っています。</p>
委員	<p>この4ページの表にあります平成30年度から令和6年度にかけての被保険者数が、5、6年の間に約5,000人も減ってるわけなんですけど、金額的にもさっきの基金や繰入金の話もありますが、人が減っていることについて今後心配ではないと感じてるところです。</p>
委員	<p>国保への法定外繰入金も、あと2年ほどで解消しなくてはいけないとの説明もありましたので、致し方ないと感じています。</p>
委員	<p>若い人の負担が大きくなるように感じていますが、やっぱり金額で見ると結構な額だなと感じます。あと、先ほどお話があったように、被保険者数が随分減っていることについて、今後どうなるか分からないですけども、支えていけるのか心配しています。</p>

委員	<p>令和8年度に激変緩和財源が無くなっていくなかで、前回の会議で緩やかに上げていくという方向性で方針を出しましたが、令和8年度も税率は上がっていくので、国民健康保険加入者の方にご理解いただくのは仕方ないことなのかなと思います。</p>
会長	<p>先ほどご意見としていただいた、被保険者数もかなり減ってきていて、それに加えて令和8年度には繰入金金をゼロにするということがありまして、各モデルケースの世帯の増減パーセンテージが20%弱ぐらい、モデルケース6は限度額に達する関係上ちょっと違いますが、その他のパターンの増額のパーセンテージはそんなに変わりはないと。ただ、金額的に見るとかなりやっばり上がったなというのは否めないですけど、状況を考えると仕方ないということ。他にご質問はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、江南市国民健康保険税率の改定につきまして、賛否を取らせて頂きますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>それでは、改定について異議なしということで、皆さんよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。異議なしということでいただきましたので、そのように答申をしたいと思います。答申の文案につきましては、私と事務局の方に一任していただければと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは続きまして、江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき説明)</p>

<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは事務局から説明がありましたけども、ご質問ご意見等がございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>このように大幅に上がると、やはり滞納が発生することについて懸念をします。ですので、これを被保険者の方に幾らですよといった時にドカンと上がっていると、やっぱり戸惑われると思いますので、支払い能力に応じた対応をしていただかないといけないと思います。この件だけで出てくる話でもないですが、所得や年金が上がってくればまだ・・・とも思うのですが、まだ余裕がない中で、どんどん上げられると、なかには健康な方も見えるので、そんな方からは「逆だよな」「何でだ」、ということが無いように細かな対応をお願いしたいなと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>周知の方は事前におこないます。本算定ということで8月に納付書は送らせていただくのですが、事前に「税率が上がります」ということで、広報に掲載と、全ての世帯に対して7月に税率がこのようになりましたとご案内をさせていただきたいと思います。あと、どうしても払えないというお話をいただくことが出てくるかと思うのですが、そういった方には丁寧に、相談者の状況に応じまして対応をさせていただきます。減免という制度もございますので、そういったものが適用出来るのであれば、適用の案内をさせていただき、また、全体の納付金額は変わらないのですが、分割で支払うということで、1回当たりの金額を調整することによって、滞納者という状態にならないようにしていきたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>特に今回は税率改定で各世帯の保険税が上がりますので、文書なり、丁寧な対応をしていただいた方が良いと思います。なかなか広報でも見過ごされる方も見えると思いますので、納付書が届く前に広く周知していただけるようお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>課税限度額は地方税法で決められていて、所得のある方には申し訳ないのですが、ある程度仕方がないものと思うのですが、何かこの上げる金額について考え方みたいなものはあるのですか。</p>

事務局	<p>課税限度額を上げるにあたりまして、国はどのぐらいの人が課税限度額に達するかというパーセンテージを見えています。こういった課税限度額の見直しを検討する時に、それぞれ医療分、支援分、介護分で限度額に達している数値を見まして、参考として社会保険の方で課税限度額に達する割合を見させていただいて、それと同様の割合するようバランスをとっており、その基準となる数値が約 1.5%といわれています。国保の医療分を始め3つの区分で、1.5%を超えてしまうところに対して、課税限度額を上げさせていただいて、1.5%に近づけようというように毎年毎年、計算をされています。今の状況でいくと、支援分が限度額に達する方が多いので、そこをもう少し上げさせていただき、上げさせていただいてバランスを取ってという形になってます。9ページの資料を見させていただくと、支援分が一番先に限度額に達するのが分かると思います。現在、医療分が65万円、支援分が22万円、介護分が17万円なんですが、給与収入が806万円で、支援分が限度額に達するというバランスになってます。なので、これを22万円から24万円に上げさせていただいて、限度額を超過する世帯の割合を1.5%になるべく近づけていくというように改正される形になります。22万円から24万円に上がっても、やはり支援分が一番先に上限に達して来るというような感じになります。</p>
会長	<p>いま社会保険の課税限度額に近づけるとお話がありましたが、江南市では実際は何%ぐらいなのですか。</p>
事務局	<p>支援分を24万円に上げても、200世帯は限度額に達する方が見えるという状況ですので、12月末現在の世帯数が11,196世帯ということから、約1.78%になります。医療分は170世帯が限度額に達する計算になりますので約1.5%。介護分は約1%です。</p>
委員	<p>国民健康保険に入られる方の中には、ある程度所得が高い方がいると思うので、先ほどの社会保険に近づけるというお話をうけて、このまま国民健康保険に入っている方が良いのか、社会保険の方に変えた方が良いんじゃないかと考える部分になるんじゃないかなと思うのですが、そのあたりが私は良くわからないのですが、国民健康保険も社会保険もあまり変わらないようなら、国民健康保険に入るメリットというのは何かあるのかというところが分からないので教えていただきたい。</p>

事務局	<p>社会保険には入れる条件がありますが、まずは、社会保険に入っていた      だく、国民健康保険以外に先に入っていたきまして、入ることが出来な      い方についての受け皿が国民健康保険になります。基本的に、国民健康保      険は低所得者の方に対しては支援が入る制度となっています。</p>
会長	<p>国民健康保険は、社会保険に入りたくても条件が揃わず入れないという      形で加入されるもので、個人事業主とかですと、いくら所得があっても      社会保険の加入には条件がありますので、それが揃わないので国民健康保      険に加入してもらってますということです。また、お勤めしているところ      が社会保険に加入されていない会社であれば、その会社の従業員の方は、      個人で国民健康保険に加入していただくような形で医療を受けています。</p>
委員	<p>国民健康保険は社会保険より限度額は低いのでしょうか。</p>
事務局	<p>限度額に達する割合としては、社会保険の 1.5%に近づけていく形で引      き上げる方針になってはいますが、限度額は社会保険の方が高い状況です。</p>
会長	<p>社会保険は会社が半分負担してくれていますから、保険額のトータルと      しては倍額になります。同じように厚生年金なども半分会社が負担してい      ます。</p> <p>他にご質問はよろしいでしょうか。それでは、諮問2の江南市国民健康      保険税の課税限度額の改正について賛否を取らせていただきますけれど      も、ご異議ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>それでは全員異議なしということでございますので、そのように答申を      したいと思います。先ほどと同じように、答申の文案については、私と事      務局の方に一任していただければと思いますよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは答申につきましては、作成でき次第、      市長に提出しまして、同時に各委員の皆様にも、事務局の方から郵送させ      ていただきますので、よろしくお願ひします。</p>

会長	<p>続きまして、江南市国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき説明)</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは事務局から説明がありましたけども、ご質問ご意見等がございましたら承りたいと思います。</p>
委員	<p>まず、特定健診を受けていただいて、そのあと指導をやってですね、本人に対して健康への自覚を促すというふうにやっていくものなんですけど、この特定保健指導実施率があまり良くないですよ。検査はするけど、指導は受けないという方が多くて、令和4年度などは12%くらいなんですけど、対象者はどのくらいなんですか。</p>
事務局	<p>概要版資料の3ページの左下が特定保健指導の実施率なんですけど、対象者数451人に対して、最後まで保健指導を受けられて完了した実施者数が47人ということですので、正直なところこの部分について、江南市が県平均と比較してもちょっと弱いというところで、今後強化していかなくてはいけないところです。来年度からの予定の話ではありますが、現在、特定保健指導を江南厚生病院にお願いしているんですけども、この冬に、特定保健指導を受けられる医療機関を増やして実施率を上げていこうかと考えまして、来年度やっていただくことは可能ですかというアンケートを、特定健診をやっていただいている病院さんにとらせていただきました。そこで2、3つの病院から手を挙げていただいたところがありますので、来年度はもう少し拡張したかたちで特定保健指導をおこない、受診率向上に繋げていければというふうに考えております。</p>
委員	<p>特定保健指導も重要な点ですので、意欲的にやっていただければと思います。</p>
委員	<p>5ページの医療費の状況で、江南市の総医療費が減ってるにもかかわらず、国民健康保険の1人当たりの医療費は上がっているというようになっているんですけど、どうしてこのような結果になるのでしょうか。この総医療費というのは、国民健康保険も社会保険の人も含まれたものですか。</p>

事務局	<p>このグラフの総医療費は国民健康保険の被保険者だけになりまして、このグラフが示すのを端的に言いますと、1人当たり医療費が増えても被保険者が減っておりますので、トータルが減ってるということになります。このグラフが少し、左側の単位というか、波線のところが縮小されてるんですけど、小さい幅ですごく一部分だけ切り取ってるので、すごく減ってるように見えるかと思うんですけど、被保険者が先ほどからのお話にありましたとおり、いま団塊の世代が75歳迎えられるということも含めまして、すごく減ってきている状況ですので、総医療費のトータルとしては下がってるということでございます。</p>
会長	<p>10ページにあります目標のところ、特定健康診査受診率の令和6年度のところが50%とありますが、令和5年度までの時点で50%に達していないということでしょうか。</p>
事務局	<p>3ページのところございます右上のところ、特定健康診査受診状況ということで、赤い折れ線グラフの部分になりますが、令和4年度が48.6%でございます。今年度につきましても、令和4年度に比べて大きく下がっているという状況は聞いてはおりません。また、この2月5日から特定健康診査の追加実施をする予定でございます。まだ受けられてない方に対して葉書きをお送りさせていただいて、2週間ほどのチャンスですけれども、その間に受けていただける方は受けていただけませんか、受診勧奨をさせていただいております。</p>
委員	<p>受診率が50%を上回ったときっていうのはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>これまではございません。50%付近で少し頭打ちをしてまして、本当はここから伸びていくはずでしたが、そんな中でコロナ禍が来ましたので達成できておりません。</p>
会長	<p>具体的に実施率を上げていく方策などは、どのようなものでしょうか。</p>

事務局	<p>先ほどもお話させていただいた勸奨事業で受けていただく方を増やすということと、あとは第2回の会議で委員の方から出していただいたご意見ですが、特定健診を受ける期間をちょっと変えてみたりとか延ばしてみたりとか、やれるのか、やれないのかはもちろん実現性のあるものでないといけないので、そういった部分の検討をしたり、また、受診を受けるときに負担していただいている自己負担額を無料にするなど、そのような方策案で一番効果があるのはどれかというのを調査しながら、少しずつ上げていきたいなと思っております。</p>
委員	<p>健康診査を受けた方にインセンティブをつけるとか、そのくらいまでやっていたらいいと思うんですが、受診率向上に繋がるんじゃないでしょうか。</p>
委員	<p>生活習慣病ということで、今までの行動を変えるのはとても難しい事なんだとは思いますが、ただ、引っかけた数値に対して患者さんが、これがこの先どのような病気になってしまうのか、悪いことに繋がってしまうのかを理解をしていただきたいと思います。例えば、コレステロールの数値が高いですということだけでなく、コレステロールが高くなるようになっていきますというところまで深く知っていただきたいと思います。</p>
会長	<p>やっぱりきちんと周知というか、有用な情報提供をおこなっていただいて、受診者さんの健康に繋げていただきたいと思います。</p> <p>それでは、江南市国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画につきまして賛否を取らせていただきます。ご異議ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは全員異議なしということでございますので、そのように答申を致します。答申の文案等については、私と事務局の方に一任させていただきますようお願い致します。また、先ほどと同じように答申につきましては、作成でき次第、市長に提出しまして、後日、委員の皆様にも、事務局の方から郵送させていただきます、よろしくお願ひします。</p>

	<p><b>【3. 報告事項】</b></p>
会長	<p>続きまして、次第3の報告事項を議題とします。低所得者世帯に対する軽減措置の拡大について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき説明)</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明の内容につきまして、ご質問ご意見等がございましたら承りたいと思います。</p>
委員	<p>ちょっと分からないので教えていただきたいんですが、資料12ページの文章のなかに、「拡大によって保険税が減収となりますが、その金額は保険基盤安定繰入金として一般会計から繰り入れます。」とありますが、この「保険金基盤安定繰入金として一般会計から」という部分について教えてください。</p>
事務局	<p>基本的に国民健康保険の運営というのは、一般会計とは別に、独自の国民健康保険特別会計を持ってまして、その中で、歳入と歳出があるのですが、国民健康保険特別会計の中で、低所得者に対して軽減を行いますと、賦課する保険税額が下がりますので、特別会計にとっては収入減の状態となります。ただ、軽減によって収入減になった部分につきましては、一般会計から繰り入れさせていただくことが許されてますので、先ほどの説明のようになります。</p>
委員	<p>これについては、法定外繰入金とは別枠という考え方で、軽減による減少分だけは、別枠として一般会計から繰り入れるということでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。仰る通りでございます。</p>
会長	<p>他にはよろしいでしょうか。</p>

	<p data-bbox="560 320 711 353">【4. その他】</p> <p data-bbox="248 416 308 450">会長</p> <p data-bbox="549 416 1449 495">それでは無いようでございますので、最後に次第4、その他についてでございますけれど、事務局の方から何かございますか。</p> <p data-bbox="248 562 331 595">事務局</p> <p data-bbox="549 562 1449 640">事務局の方からその他について今回は特にございませんので、よろしくお願い致します。</p> <p data-bbox="248 707 308 741">会長</p> <p data-bbox="549 707 1449 786">それでは、長時間に渡りましたけれども、以上をもちまして、本日の国民健康保険運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>
--	---

5 江保第 3 1 5 号

令和 6 年 1 月 2 5 日

江南市国民健康保険運営協議会

会 長 古 田 嘉 且 様

江南市長 澤 田 和 延



江南市国民健康保険税率の改定について（諮問）

江南市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき下記の事項について、  
貴協議会の意見を求めます。

記

令和 6 年度及び 7 年度の江南市国民健康保険税率について

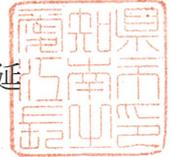
5 江保第 3 1 6 号

令和 6 年 1 月 2 5 日

江南市国民健康保険運営協議会

会 長 古 田 嘉 且 様

江南市長 澤 田 和 延



江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について（諮問）

江南市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき下記の事項について、  
貴協議会の意見を求めます。

記

江南市国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

5 江保第 3 2 2 号  
令和 6 年 1 月 2 5 日

江南市国民健康保険運営協議会  
会 長 古 田 嘉 且 様

江南市長 澤 田 和 延



江南市国民健康保険データヘルス計画及び  
特定健康診査等実施計画について（諮問）

江南市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき下記の事項について、  
貴協議会の意見を求めます。

記

江南市国民健康保険第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計  
画（案）について



令和6年1月26日

江南市長 澤田和延 様

江南市国民健康保険運営協議会

会長 古田嘉且



江南市国民健康保険税率の改定について（答申）

令和6年1月25日付け5江保第315号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、1月25日開催の運営協議会にて、下記の結論を得ましたので答申します。

記

令和6年度及び7年度の江南市国民健康保険税率について

平成30年度以降の国民健康保険運営において新たに導入された国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）は、県全体の保険給付費等について、国・県費等の公費で賄われない部分を、県内全市町村で所得水準及び医療費水準に応じて、分かち合っ

て負担する仕組みとなっている。  
愛知県は、令和5年度における保険給付費の実績が想定より高い伸び率を示しているものの、平成30年度からの保険給付費の平均伸び率を考慮し、令和6年度の納付金にあたっては推計が過大にならないように算定を行ったとのことであるが、それでもなお、令和6年度の江南市の1人当たり納付金額は、対前年度比で105.2%となっている。また、令和5年度は税率改定を行わない年度であったが、令和5年度の江南市の1人当たり納付金額も、対前年比で109.6%となっており、近年急激な上昇率となっている。

こうした中、国民健康保険の財政運営の更なる安定化を図るためには、予防・健康づくりの取組による医療費適正化等を更に進めていくことが重要と考えるが、一方で、保険税の負担緩和財源となっている法定外繰入れが計画的に削減・解消される方針となっていることに鑑み、一定程度、保険税率を引き上げることはやむを得ないことと考える。

このことから、令和6年度の国民健康保険税率については、加入者負担の観点も踏まえ、各所得層における激変緩和を考慮しつつ、今般、県から示された標準保険税率に近づくようバランスをとって引き上げることとした次の税率案を了承する。

【令和6年度国民健康保険税率案】

		医療分	支援分	介護分	計
① 応能割	所得割率 (%)	7.34	2.92	2.21	12.47
② 応益割	均等割額 (円)	30,600	11,600	12,300	54,500
	平等割額 (円)	20,800	7,600	6,300	34,700
① : ②		51.7 : 48.3	52.6 : 47.4	49.3 : 50.7	—

(附帯意見)

保険税の増額により、全体の収納率が下がることのないよう、住民に対して十分な周知啓発に努められたい。



令和6年1月26日

江南市長 澤田和延様

江南市国民健康保険運営協議会

会長 古田嘉且



江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について（答申）

令和6年1月25日付け5江保第316号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、1月25日開催の運営協議会にて、下記の結論を得ましたので答申します。

記

江南市国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

国は、近年の社会保障制度改革で、「負担能力に応じた負担」を掲げており、今般、厚生労働省からは、現在合計104万円の課税限度額を令和6年度においては106万円へと2万円引き上げる方針が示されたところである。

課税限度額の引き上げは、高所得層により多くの負担を求めることになるが、相当の高所得者であっても課税限度額までの負担となっている状況であることから、中間所得層の負担緩和を図ることを狙いとして、このたびの法定課税限度額の引き上げに準じて、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げることは、適当であると思われる。



令和6年1月26日

江南市長 澤田和延 様

江南市国民健康保険運営協議会

会長 古田嘉且



江南市国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画について（答申）

令和6年1月25日付け5江保第322号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、1月25日開催の運営協議会にて、下記の結論を得ましたので答申します。

記

江南市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画（案）について

近年の医療情勢は、少子高齢化の急速な進行や医療の高度化、生活習慣病の増加等により医療費は年々増大し、今後も伸び続けることが想定されるため、生活習慣病対策や医療費適正化の取組がより一層求められている。

計画案は、江南市国民健康保険の被保険者の特徴や健康課題を踏まえた、効果的かつ効率的な保健事業を記したものであり、計画に基づく事業の着実な実施により、被保険者の生活の質の維持向上を図ることができ、中長期的な医療費の適正化に繋がるものと認められる内容であるため、令和6年度より実施する保健事業の計画案として妥当である。